

文教警察企業常任委員会資料

令和2年9月16日

企 業 局

目 次

I 令和2年9月定例県議会提出報告書関係

- 県が出資している法人等の経営状況について 1ページ

〔 令和2年9月定例県議会提出報告書（県が出資している法人等の経営状況について）
一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター
（145～149ページ・205～206ページ） 〕

II その他報告事項

- 災害等による一ツ瀬川県民ゴルフ場の一時閉鎖等について 2ページ

I 令和2年9月定例県議会提出報告書関係

県が出資している法人等の経営状況について

企業局総務課経営企画室

1 法人等の名称

一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター

2 沿革

平成元年11月 財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンター設立

平成2年11月 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の運営業務の受託者として施設の管理運営開始

平成18年4月 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の指定管理者として施設の管理運営開始

平成24年4月 一般財団法人一ツ瀬川県民スポーツセンターへ移行

令和元年3月 一ツ瀬川県民スポーツレクリエーション施設の指定管理者としての施設の管理運営終了

令和元年6月 解散

令和2年2月 清算終了

3 組織（解散時点）

(1) 役員 理事長 1名 理事 4名 計5名

(2) 職員 0名

(※ 当該法人職員で継続雇用を希望する者（7名）は全員が新しい指定管理者にて継続雇用されている。)

4 県からの出資額

2,100千円

5 事業

令和元年度は事業実績なし

Ⅱ その他報告事項

災害等による一ツ瀬川県民ゴルフ場の一時閉鎖等について

1 コースの冠水による一時閉鎖

(1) 概要

令和2年7月豪雨及び台風10号による一ツ瀬川の水位上昇により、一ツ瀬川県民ゴルフ場のコースが全面冠水し、施設の一時閉鎖を2回行ったもの。

(2) 一時閉鎖の状況

① 7月豪雨による冠水

- ・ 7月4日（土）～14日（火）（11日間）の閉鎖
復旧作業（流木・汚泥の除去、流出したバンカーの砂入れ等）
- ・ 7月15日（水） アウトコース（9ホール）のみで営業再開
- ・ 7月19日（日） 全面営業再開

② 台風10号による冠水

- ・ 9月7日（月）～8日（火）（2日間）の閉鎖
復旧作業（枝木等の除去）
- ・ 9月9日（水） 全面営業再開

(3) コース冠水への対応

コースの冠水が予想される場合には、被害を最小限に抑えるため事前の対策を講じるとともに、冠水後は、早期に営業が再開できるよう指定管理者と連携した復旧作業に取り組んでいる。

〈主な取組内容〉

- ・ 冠水の恐れがある場合は、移設可能な設備や仮設トイレ等を事前にサービスセンターへ搬出。
- ・ 復旧作業のための機材、人員体制の速やかな確保。
- ・ 被害状況に応じた集中的な復旧作業による早期再開。



冠水状況（7月4日）



7月の復旧作業の様子

2 新型コロナウイルス感染拡大防止のための臨時休業等

(1) 概要

本施設が所在する西都市・児湯郡圏域が新型コロナウイルスの「感染状況が厳しい圏域」に指定されたことから、臨時休業及び利用制限を行ったもの。

(2) 臨時休業及び利用制限の期間

① 臨時休業

7月27日(月)～8月2日(日)(7日間)

② 利用制限

8月3日(月)～8月16日(日)(14日間)

〈利用制限の内容〉

- ・ レストランの営業休止
- ・ クラブハウスの利用は原則として受付とトイレのみ
- ・ 県外客(感染流行地域)の利用禁止 ※8月17日以降も継続中

(3) 感染拡大防止策の実施

本施設では、ゴルフ場業界団体が定めたガイドラインに準拠した「一ツ瀬川県民ゴルフ場における『新型コロナウイルス感染症』感染拡大防止に向けた取組方針」を作成し、感染拡大の防止を図りながら運営を行っている。

〈主な取組内容〉

- ・ 利用者全員に対して、受付時に検温を実施。
- ・ 受付窓口では、透明のビニールカーテンを設置するほか、ソーシャルディスタンスの確保に必要な距離を床面に明示。
- ・ レストランでは、テーブルの数を減らして間隔を開け、座席が対面にならないよう配置するほか、定期的に窓を開放。



感染拡大防止策(受付・レストラン)